

# 青森県報

第三千九百四十三号

平成二十七年  
一月十三日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 公共測量の終了……………(監理課) ……一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……一

### 公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……二
- 出先機関……………(三八地域) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(県民局) ……五

## 告 示

### 青森県告示第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	株式会社エフオート	名 称	株式会社エフオート	主たる事務所在地	青森県東通村大字田屋字青平道四の一	障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	障害福祉サービスを行う所	青森県東通村大字田屋字青平道四の一	指 定 年 月 日	平成二十七年一月十三日
---------------	-----------	-----	-----------	----------	-------------------	-------------	----------	--------------	-------------------	-----------	-------------

### 青森県告示第九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関 青森市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の期間 平成二十六年九月十六日から同年十二月二十日まで
- 四 測量の地域 青森市石江地区

### 青森県告示第十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青柳3号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱六号を結んだ線は一級河川棚内川官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

六	五	四	三	二	一	標柱番号
"	"	"	"	"	"	弘前市
"	"	"	"	"	"	下湯口
"	"	"	"	"	"	青柳
二六三の九	二六の一	二八の一	三三	三七の一	二五の三	地番

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十六年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十六年六月二十三日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十七年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成24年において、生産量が19万トンで全国第6位、生産額が43.2億円で全国第10位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。  
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。  
一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。  
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

#### 第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

##### 1 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	若干
まあじ	平成26年1月～12月	若干
まいわし	平成26年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	若干
するめいか	平成26年4月～平成27年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。  
 (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。  
 (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようになるとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

##### 2 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	(注1)
まあじ	平成27年1月～12月	若干
まいわし	平成27年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	(注1)
するめいか	平成27年4月～平成28年3月	(注1)

(注1) 平成27年のすけとうだら、まさば及びごまさば並びにするめいかの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。  
 (注2) まあじ及びまいわしについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年、以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注)漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいかい】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成27年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業)第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成27年5月1日から平成27年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のことをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成27年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かひくまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成27年5月1日から平成27年6月30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かひくまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めるとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年一月十三日

三八地域農民局長 中 嶋 和 行

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	和泉 幸吉	八戸市大字市川町字市川一五の一	平成 二六・二・一〇就任
"	川村 守人	" 字尻引六五	"
"	鈴木 恒夫	" 字和野二〇の一	"
"	小笠原賢一	" 日計四丁目九の五二	"
"	木村 精一	" 大字市川町字下中平沖一五	"
"	中村 守	" 字橋向八一の一	"
"	松橋 勤	" 字和野三〇の一	"
"	中村 幸助	" 字尻引前山六の二	"
"	鈴木 勝康	" 字轟木六七の三	"
"	鈴木 徳治	三戸郡五戸町大字上市川字堰向一九の一	"
"	石田 和弘	八戸市大字市川町字橋向七九の四	"
監事	鈴木 鉄安	" 字下川原二	"
"	上村 清孝	" 長苗代一丁目一一の二	"
"	木村 弁一	" 大字市川町字橋向五五	"
理事	宮古忠市郎	" 字古館四〇の三	二六・三・九退任
"	川村 守人	" 字尻引六五	"
"	鈴木 光明	三戸郡五戸町大字上市川字石上九一の一	"
"	鈴木 恒夫	八戸市大字市川町字和野二〇の一	"

上村 清孝	鈴木 鉄安	和泉 俊雄	鈴木 勝康	中村 幸助	松橋 勤	中村 守	和泉 幸吉	木村 精一	小笠原賢一
監事									
長苗代一丁目一の一	字下川原一	字上大谷地五二の一	字轟木六七の三	字尻引前山六の二	字和野三〇の一	字橋向八一の一	字市川一五の一	大字市川町字下中平沖一五	日計四丁目九の五二

(発行所・発行人)  
 青森市長島一丁目一番一  
 森 青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
 青森市第一問屋町一丁目番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円四十四銭